

届出製造事業者用

旧計量法の事業登録の区分毎にしてありますので、新法の区分と異なる部分があります。
事業者報告書の特定計量器の種類は②の種類毎に記入願います。

旧法による事業の区分 (登録証に記載されたもの)	① 新法による事業の区分	② 特定計量器の種類 (告示第135号の分類)	備 考 (該当する計量器)
タクシメーター	タクシメーター	・タクシメーター	
質量計第1類	質量計第1類 (非自動はかりのうち、検出部が電気式のを製造する事業)	・電気抵抗線式はかり ・誘電式はかり ・電磁式はかり ・その他の電気式はかり	
	質量計第2類 (非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業)	・手動天びん ・等比皿手動はかり ・棒はかり ・その他の手動はかり ・ばね式はかり ・手動指示併用はかり ・その他の指示はかり	
	分銅等 (分銅又はおもりを製造する事業)	・分銅 ・定量おもり ・定量増おもり	
質量計第2類 質量計第3類 質量計第4類 質量計第5類	質量計第1類 (非自動はかりのうち、検出部が電気式のを製造する事業)	・電気抵抗線式はかり ・誘電式はかり ・電磁式はかり ・その他の電気式はかり	
	質量計第2類 (非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業)	・手動天びん ・等比皿手動はかり ・棒はかり ・その他の手動はかり ・ばね式はかり ・手動指示併用はかり ・その他の指示はかり	
質量計第6類	自重計	・自重計	
質量計第8類	分銅等	・分銅 ・定量おもり ・定量増おもり	
温度計第1類	ガラス製体温計	・ガラス製体温計	
	抵抗体温計	・抵抗体温計	
温度計第2類	抵抗体温計	・抵抗体温計	
温度計第3類 温度計第4類	ガラス製温度計	・バックマン温度計 ・その他ガラス製温度計	
皮革面積計	皮革面積計	・皮革面積計	
ガスメーター第1類	ガスメーター第1類 (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下のものを製造する事業)	・都市ガス用メーター (使用最大流量 $6\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの)	(使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの)
ガスメーター第2類		・石油ガス用メーター (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの)	(使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの)
ガスメーター第3類 ガスメーター第4類	ガスメーター第2類 (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ を超えるものを製造する事業)	・都市ガス用メーター (使用最大流量 $6\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの)	(使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ を超え $6\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの)
		・都市ガス用メーター (使用最大流量 $6\text{m}^3/\text{h}$ を超えるもの)	(使用最大流量 $6\text{m}^3/\text{h}$ を超えるもの)

		<ul style="list-style-type: none"> 石油ガス用メーター (使用最大流量2.5m³/hを超えるもの) 	(使用最大流量2.5m ³ /hを超えるもの)
水道メーター第1類 水道メーター第2類	水道メーター第1類 (定格最大流量が8m ³ /h以下のものを製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> 水道メーター (口径40mm以下のもの) 水道メーター (口径40mmを超えるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> (標準流量が5m³/h以下で口径40mm以下のもの) (標準流量が5m³/h以下で口径40mmを超えるもの)
	水道メーター第2類 (定格最大流量が8m ³ /hを超えるものを製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> 水道メーター (口径40mm以下のもの) 水道メーター (口径40mmを超えるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> (標準流量が5m³/hを超え口径40mm以下のもの) (標準流量が5m³/hを超え口径40mmを超えるもの)
ガソリン量器	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等	<ul style="list-style-type: none"> 自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター 簡易燃料油メーター 	
オイルメーター第1類	大型車載燃料油メーター 微流量燃料油メーター 定置燃料油メーター等	<ul style="list-style-type: none"> 大型車載燃料油メーター 微流量燃料油メーター 定置燃料油メーター 	
オイルメーター第2類	大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等	<ul style="list-style-type: none"> 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター 	
液化石油ガスメーター第1類 液化石油ガスメーター第2類	液化石油ガスメーター	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガスメーター 	
排ガス積算体積計等第1類 排ガス積算体積計等第2類 排ガス積算体積計等第3類	排ガス積算体積計等	<ul style="list-style-type: none"> 排ガス積算体積計 排ガス流速計 排ガス流量計 	
排水積算体積計等第1類 排水積算体積計等第2類 排水積算体積計等第3類 排水積算体積計等第4類 排水積算体積計等第5類 排水積算体積計等第6類	排水積算体積計等	<ul style="list-style-type: none"> 排水積算体積計 排水流速計 排水流量計 	
目盛付タンク第1類	量器用尺付タンク	<ul style="list-style-type: none"> 量器用尺付タンク(自動車搭載式) 	
圧力計第1類 圧力計第2類 圧力計第3類 圧力計第4類 圧力計第5類	圧力計第1類 (検出部が電気式のものを製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計 	(検出部が電気式のもの)
	圧力計第2類 (検出部が電気式のものを製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計 	(検出部が電気式以外のもの)
圧力計第6類	血圧計第1類 (検出部が電気式のものを製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> アネロイド型血圧計 	(検出部が電気式のもの)
	血圧計第2類 (検出部が電気式のものを製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> アネロイド型血圧計 	(検出部が電気式以外のもの)
熱量計第1類			
熱量計第2類			
熱量計第3類 熱量計第4類 熱量計第5類 熱量計第6類	積算熱量計	<ul style="list-style-type: none"> 積算熱量計 	

密度計等	密度浮ひょう等	<ul style="list-style-type: none"> ・耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう ・酒精度浮ひょう ・比重浮ひょう ・重ボーム度浮ひょう ・日本酒度浮ひょう
濃度計	濃度計第1類 (濃度計(酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。)を製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・シリコニア式酸素濃度計 ・溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 ・磁気式酸素濃度計 ・紫外線式二酸化硫黄濃度計 ・紫外線式窒素酸化物濃度計 ・非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 ・非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 ・非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 ・化学発光式窒素酸化物濃度計
	濃度計第2類 (ガラス電極式水素イオン濃度検出器を製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス電極式水素イオン濃度検出器
	濃度計第3類 (ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造する事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス電極式水素イオン濃度指示計
電気計器第1類	特別精密電力量計	<ul style="list-style-type: none"> ・特別精密電力量計
電気計器第2類	最大需要電力計等	<ul style="list-style-type: none"> ・最大需要電力計 ・精密電力量計 ・普通電力量計 ・無効電力量計
電気計器第3類	直流電力量計	<ul style="list-style-type: none"> ・直流電力量計
照度計	照度計	<ul style="list-style-type: none"> ・照度計
騒音計第1類 騒音計第2類	騒音計	<ul style="list-style-type: none"> ・性能が高い旨の表記のある騒音計 ・性能が普通である旨の表記のある騒音計
振動計	振動レベル計	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁式振動レベル計 ・圧電式振動レベル計

(次ページに報告書の記入例があります)

記入例

届出製造事業者報告書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿
(経済産業局長)

報告者 住所 長野県〇〇市〇〇〇***-**

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

回

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業の区分	ガスメーター 第1類	届出の年月日	平成年**月**日	整理番号	
事業所名及び所在地	〇〇〇〇株式会社 長野県〇〇市〇〇〇***-**		登録商標又は経済産業大臣へ届け出た記号		○	
特定計量器の種類	製造個数	修理個数	工場（事業場）別内訳（工場（事業場）を2以上有する場合に限る）			
			工場（事業場）名	製造個数	修理個数	
都市ガス用メーター (使用最大流量2.5m ³ /h以下のもの)	300	110	〇〇工場	200	100	
			□□工場	100	10	
石油ガス用メーター (使用最大流量2.5m ³ /h以下のもの)	200	200	〇〇工場	150	200	
			□□工場	50	0	

- 備考 1. 用紙の大きさは日本工業規格A4版とすること。
2. 整理番号の欄は記入しないこと。
3. 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。（計量法第53条第1項に規定する特定計量器については、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によるほか、計量法施行令第2条の分類により、記入すること。）

(注)

- 「製造（修理）個数」は、当該年度に製造（修理）した個数を記入願います。
- 「事業の区分」の欄は別添表の①欄を参照してください。
- 「特定計量器の種類」の欄は別添表の②の欄を参照してください。
- 「届出の年月日」について
旧法下で製造の登録をしていた場合、届出年月日は新法の施行日（平成5年11月1日）になります。
- 複数の事業の区分に届け出ている場合、それぞれの事業の区分につき1枚ずつ報告書を提出願います。
- 当該年度に製造（修理）しなかった場合にも提出願います。